

1. 件名： 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉の地震等に係る新規制基準
適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する現地調査について

2. 日時： 令和3年8月5日(木) 8時40分～16時40分

3. 場所： 柏崎刈羽原子力発電所

4. 調査者

原子力規制委員会

石渡委員

原子力規制庁

市村原子力規制部長

原子力規制部地震・津波審査部門

大浅田安全規制管理官、内藤安全規制調整官 他8名

5. 対応者

東京電力ホールディングス株式会社 牧野常務執行役 他9名

6. 要旨

(1) 平成26年12月15日に申請のあった東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、敷地の地質・地質構造に関して、試掘坑調査、露頭調査及びボーリング調査の状況を現地で直接確認することを目的として現地調査を実施し、これまで審査会合において事業者から説明があった断層の切り合い関係、活動性評価に用いた上載地層と断層の関係、断層の連続性評価等について確認を行った。

(2) 石渡委員及び原子力規制庁は、これまでの審査会合において説明があった評価内容の根拠を明確にするために、主に以下の点について今後の審査会合で説明を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に求めた。

- ・高角度系断層が存在する地層において、層面断層を鍵層との層位関係に基づき対比することの妥当性について整理し説明すること。
- ・追加掘削等により現在の露頭状況が、これまでに資料で説明された露頭状況と異なっている箇所は、最新の露頭状況を反映した観察結果及び評価も示すこと。
- ・群列ボーリングにより断層の活動性を評価した地点では、詳細な地層区分を用いた地層断面図を用いて、上載地層が連続することについて示すこと。
- ・ボーリングコアの割れ等により地質状況が把握しづらい箇所については、BHTV観察結果も示した上で断層の有無の評価を説明すること。
- ・断層の変位センス及び変位量を判断する基準に用いている「ノジュール」については、「ノジュールを含む地層」と表現する等の記載の適正化を行うこと。

(3) 上記に対して、東京電力ホールディングス株式会社から了解した旨の回答があった。

7. 提出資料

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（現地調査スケジュール）
- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（全体概要）
- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（試掘坑調査）
- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（新期砂層 露頭確認）
- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（ボーリング調査）
- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について【補足説明資料】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（追加地質調査結果を踏まえた評価）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（資料集1）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（資料集2）

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。